

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層(平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月からは50歳未満)の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成28年4月分は平成38年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

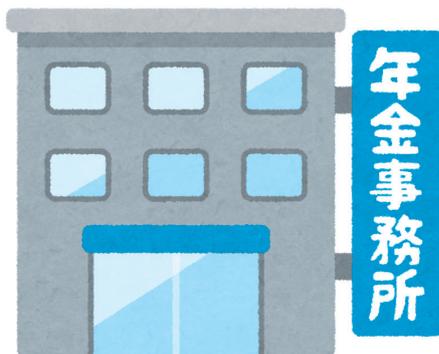
平成28年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成18年度から平成25年度の月分には、追納加算額が含まれています。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。

▶ 問い合わせ先 = 宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4281
 保険課 国保年金係 ☎ 56 9134



介護保険施設入所(短期入所)の 食費・居住費(滞在費)減額申請について

次の方は、申請をすると、介護保険施設に入所(短期入所)したときの負担が軽くなります。すでに負担の軽減を受けている方も7月で有効期限が切れますので、8月31日(水)までに申請してください。また、介護保険制度の見直しに伴い本年度より対象者の基準が変わりましたのでご確認ください。

▶**対象者**=以下の条件をすべて満たす方

- ・世帯全員が平成28年度市区町村民税非課税の方
- ・配偶者も市区町村民税非課税の方
- ・本人および配偶者の貯金等が基準額を超えない方(配偶者のいない方:1,000万円、配偶者のいる方:合計2,000万円)の方

▶**申請に必要なもの**=

- ・本人および配偶者の預貯金等の額を確認できる書類等の写し(通帳等)、
- ・平成28年1月1日現在、上三川町に住所が無かった方は、平成28年度中の市区町村民税の税額を証明する書類(平成27年中の公的年金収入額・合計所得金額が確認できる書類)が必要です。

負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方・生活保護等を受給している方	2、000万円以下) かつ、預貯金等が単身で1、000万円(夫婦で)
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方	
第4段階	上記以外の方	

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日のを元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんな楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
8月26日(金)	午前10時~正午	楽しく体操	明治コミセン	トータスホーム ☎(52)2220
9月1日(木)			音楽	本北コミセン
9月2日(金)		東館南集会所		
9月5日(月)		きらきら館		
9月7日(水)		桃畑公民館		
9月7日(水)		工作	下神主公民館	トータスホーム ☎(52)2220

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102